

森圭一(林俊夫)・弁護士著「犯罪の成立要件」くらしの交差点

文化出版局 2008年5月4日刊を読む

## 犯罪の成立要件

1.(1)いよいよ平成21年5月から裁判員制度が実施される。

人を裁くのは好きではない、  
時間がない、  
難しい専門的知識に自信がない等余り人気がないが

(2)は何とも致し方ないが、  
は制度の進展と共に改善されよう。  
はそれほど心配する必要はない。

(3)確かに刑事裁判は、  
実際の事件刑法上の犯罪を当てはめ、  
刑事訴訟法上の手続に則って有罪、無罪を判断するものであるが、  
最も重要なのは健全な良識ある事実認定であり、  
それが裁判員制度導入のねらいでもある。

(4)そこで、一般市民は専門的法律知識を持っていなくても真剣に事実認定や結論の妥当性を検討すればよい。

(5)ただ、実際の裁判では、  
専門用語等に引きずられる恐れもあるため、  
最低限度の常識的な法的知識が必要になるう。

(6)今回は刑法の犯罪成立要件についての基礎知識を説明してみる。

2.(1)まず、主要な犯罪は刑法77条から263条までに挙っている。

(2)覚せい剤取締法違反罪等の特別法違反の犯罪もある。

(3)各犯罪についての主要な判例は中型の判例付六法に掲載されているし、

(4)各条文毎に解釈上注意すべきことは大学生の使用する刑法各論のテキストを見れば大体書いてある。

3.(1)問題は、刑法総論といわれている分野の専門用語と知識だが、中々これが難しい。

(2)というか全法学の中でも学説の対立が激しい分野である。

(3)とりあえず、代表的なテキストや法律学辞典で、基本的な意味と一般的な考え方を見ておけば充分だろう。

4.(1)全ての犯罪に共通な成立要件としては、一般に、

構成要件該当性

違法性

有責性(責任)

の3要素が必要となる。

(2)例えば、Aが殺意をもってBにピストルを発射して死亡させたとして。

(3)「構成要件該当性」およそ殺意をもって人を死亡させる行為は違法であり行為者を非難しうる行為であるから、刑法199条はこれを「殺人罪」として規定し処罰している。

「違法性」しかし、もし、殺害が正当防衛であれば刑法36条により犯罪は成立しない。

「有責性(責任)」さらに、Aが14歳未満であれば、刑法41条により犯罪は成立しない。

5.(1)近代刑法には、3つの大原則がある。

「罪刑法定主義」

「法益保護の原則」

「責任主義」

である。

(2)「罪刑法定主義」は、「法律がないかぎり犯罪はない」という原則である。

すなわち、国民代表議会の制定した「法律」によらなければ犯罪と刑罰はないという民主主義の原理に基づく。

これにより慣習法による処罰は禁じられる。

これが「構成要件該当性」と結びつく。

(3)「法益保護の原則」は、法益侵害がなければ処罰されないという原則である。

(4)「責任主義」は、結果責任を排除し、責任能力と故意過失がなければならぬという「主観的責任」と、中世の団体責任のように他人が犯した犯罪について責任を課されることはないという「個人責任」の原則を意味する。

P.11

\* 本欄筆者の林俊夫弁護士(55歳)が2008年12月23日に急逝されました。連載は1989年1月号からで、今年で20年目でした。長い間のご愛読にお礼申し上げますと共に、林弁護士のご冥福をお祈り申し上げます。(編集部)

[コメント]

森圭一のペンネームで執筆を続けた弟の林俊夫弁護士の遺稿。とてもわかりやすく刑法の基礎が説明されている。お読み下さい。

- 2009年4月15日林明夫記 -